

間違いのない
ねんきん特別便の対処法

大神令子社会保険労務士事務所
社会保険労務士 大神 令子

I. ねんきん特別便は届きましたでしょうか？

ねんきん特別便は、年金記録がどうであるかに関わりなく、全ての年金加入者・年金受給者の方へ送られます。

- *年金加入者とは？…現在、国民年金、厚生年金、共済組合のどれかに入っている方です。
日本国内に住んでいる 20 歳から 60 歳の方はすべてが対象になります。
20 歳前や 60 歳以降でも、厚生年金や共済組合に入っている方は対象になります。
日本国内に住んでいない方でも、国内の企業から海外派遣されている方や、御自身の意思で国民年金に加入されている方は対象になります。

- *年金受給者とは？…現在、なんらかの年金を受け取っている方です。
老齢年金であれば、60 歳（65 歳）以上の方ですが、それ以外にも遺族年金や障害年金を受け取っている方は対象となります。

ねんきん特別便は、次の順番で送られました。

- ・2007 年 12 月 17 日より…基礎年金番号以外の番号がある可能性のある方ですすでに年金を受け取っていらっしゃる方
- ・2008 年 2 月より …基礎年金番号以外の番号がある可能性のある方でまだ年金を受け取っていらっしゃらない方
- ・2008 年 4 月 3 日より…基礎年金番号以外の番号がある可能性がわからなかった方で、すでに年金を受け取っていらっしゃる方
- ・2008 年 6 月 23 日より…基礎年金番号以外の番号がある可能性がわからなかった方で、まだ年金を受け取っていらっしゃらない方

社会保険庁の発表では、2008 年 10 月 30 日に全てのねんきん特別便の発送が終了したということでしたが、受け取ることができていない方が、かなりの数でいらっしゃるようです。

以前より、御住所や御名前が変わられた方には届かない可能性があるのですが、届け出をしてほしいとの広報がありましたが、実際に届かない理由はそれだけではないようです。

もし、まだ御手許に届いていないようでしたら、お近くの社会保険事務所までお問い合わせなさってください。

ただ、今は窓口も電話もとても込み合っています。年金記録はできるだけ早期に正しくしておいた方が良いのですが、まだ年金を受け取っていない方につきましては、少し時間を置いてから御連絡された方がいいかもしれません。

Ⅱ. ねんきん特別便の見方

送られてきたねんきん特別便の封筒の中には、

- I. ねんきん特別便 ねんきん記録のお知らせ
 - II. 年金加入記録回答票（年金加入記録照会票）
- 説明用紙
返信用封筒

が入っています。

この「I. ねんきん特別便 ねんきん記録のお知らせ」の内容をチェックして下さい。

<チェックポイント>

1. 過去の勤務先が全て記載されているかどうか？

「④お勤め先の名称または共済組合名等」のところに、お勤めされていた会社が全て記載されているかどうかをご確認下さい。

<注意点 1>

勤務先の会社名は当時と違っている場合があります。

会社が社名変更をされた場合、元の事業所番号を残したまま社名変更をされた場合は、今現在（又は最後の）会社名で記載されています。

合併などにより事業所番号を新しく取得された場合は、古い会社名が変更の日まで、それ以降が新しい会社名となって表示されます（ご本人様は会社を変わってなくても、会社名が二つ記載されることとなります）。

<注意点 2>

厚生年金に加入されていた場合は会社名が書かれていますが、公務員等の場合は加入していた共済の名前のみが書かれています。勤務先の名前ではありませんのでご注意ください。

尚、各共済からそれぞれの年金記録に関する通知が別途送られてくると思います。共済組合加入の内訳は、そちらでご確認下さい。

公務員ではありませんが、私立学校の教職員だった場合も共済名で書かれます。

私立学校共済は、教職員でなくても、例えば大学病院にお勤めされていた医療従事者の方の場合等は、「私立学校共済」と書かれますので、御注意下さい。

農協、漁協などの職員だった方も同様です。

<注意点 3>

過去の厚生年金加入について一時金（脱退手当金）を受け取っていた場合は、記録が記載されていないことがあります。脱退手当金を受け取られた場合は年金額にはなりません、加入期間としては加算されますので、お心当たりがある方は統合の御手続きをなさして下さい。

尚、脱退手当金を受けた記録について記載されている場合は、年金記録のお知らせの一番下の備考欄に「脱退手当金」と書かれています。

〈注意点 4〉

平成ヒトケタ時代に多いのですが、生命保険会社に1週間～1か月程度勉強に行かれた方は、その間だけ厚生年金に加入されていたことがよくあります。しかし、この記録が別の番号になっている可能性があります。

御本人様には厚生年金に加入した意識がないことが多く、抜けに気付かれないことがあります。もしお心当たりがある場合は、社会保険事務所へ御問い合わせ下さい。

〈注意点 5〉

会社が国の厚生年金以外に厚生年金基金にも加入されていた場合は、会社名の下に「厚生年金基金加入期間」と書かれています。この場合、厚生年金基金の加入期間は、そのすぐ上の会社の厚生年金の加入期間と同じか短い期間で書かれていると思います。

この期間については、国からの年金以外に厚生年金基金からの年金の支給があるということになります。ただし、最近は解散してしまった基金もありますのでご注意ください。

尚、加入基金の名称他詳しいことはねんきん特別便には書かれていません。社会保険事務所ではわかるはずですので、必要のある方はお問い合わせなさして下さい。

2. 国民年金に加入した時期が記載されているかどうか

「④お勤め先の名称または共済組合名等」のところに、「国民年金」と書かれている期間が実際に国民年金に加入された時期と合っているかどうかをご確認下さい。

〈注意点 1〉

本来、厚生年金か共済組合に入っていない（お勤めをしていない）時期は国民年金に加入していることになっています。もしお勤めとお勤めの間に国民年金がなければ抜けている可能性があります。

〈注意点 2〉

実際に保険料を支払ってなくても、記録だけ残っている場合もあります。

国民年金に加入だけされて保険料を支払っていらっしゃらない場合は、記録の下の「⑧国民年金」の「計」の数字と「加入月数の合計」の数字が違っています。実際に保険料を支払われたのは「計」の方の月数です。

〈注意点 3〉

ねんきん特別便では、第3号被保険者（被扶養配偶者（多くは主婦である奥様）の方）も、第1号被保険者（自営業や学生などの方）も、「国民年金」としてしか表示されていません。

もし昭和 61 年 4 月以降に、間にお勤めがないのに「国民年金」という表示が何度か繰り返されていますら、それは第 1 号被保険者→第 3 号被保険者または第 3 号被保険者→第 1 号被保険者に切り替えがされたということになります。

この場合注意すべきなのは、平成 14 年以前は第 3 号被保険者の届け出は御自分で手続きをしなければならなかったため、本当は第 3 号被保険者（保険料の支払が不要）なのに第 1 号被保険者（保険料の支払が必要）となっていらっしゃることがあります。この場合、今からでも社会保険事務所でお手続きをすれば第 3 号被保険者に切り替わって、本当は納めなくて良かった保険料（納め過ぎた保険料）は返ってきます。御手続きに必要な書類などは扶養者（多くは御主人様）の加入状況によっても変わってきますので、お近くの社会保険事務所へお問い合わせ下さい。

〈注意点 4〉

国民年金の期間の抜けで多いパターンは、20 歳以降最初に厚生年金に入るまでの期間が抜けていることです。大学を卒業された後にお勤めされた場合は、必ず最初に 20 歳以降学生であった間の国民年金の期間があるはずですが、

これは現在 30 歳代の方に多いパターンです。御注意をなさって下さい。

〈注意点 5〉

御結婚等により氏名が変わられた場合、昭和の頃に御引越をされた場合なども、国民年金の記録が抜け落ちていることがあります。

20 歳から 60 歳の間にお勤めをされていない期間に「国民年金」の表示がない場合は、抜けを疑って下さい。

3. 年金記録の期間に抜け（空白の期間）がないかどうか

「⑥資格を失った年月日」とその次の行の「⑤資格を取得した年月日」が同じ日でなければ、記録に抜けがあるということになります。

この時期にどこかへお勤めをされたか、国民年金に加入されたことがないか、思い出してみてください。

〈注意点 1〉

勤務先はすべて記載されていても、厚生年金の加入期間が違い、結果的に抜けが生じていることがあります。

一つには、60 歳を超えられてまだ御勤めを続けられている（厚生年金に加入している）場合は、60 歳以降の記録については記載されていない場合があります。これは退職された（厚生年金をやめられた）時に再計算をして加算されることになっています。これにつきましては、御本人様の手続きは必要ありません。

〈注意点 2〉

過去の勤務先は全て書かれていても、その期間が御自身で覚えていらっしゃるものと違う場合があります。この場合、社会保険庁（社会保険事務所）ではなく当時の会社の届け出に間違いがあった場合があります。

会社の届け出に間違いがあった場合は、通常のねんきん特別便に同封されている回答票で回答しても記録の訂正ができないことがあります。

その場合は、第三者委員会へ申し出をしていただくことになります。お手続きはお近くの社会保険事務所の窓口でできます。

〈注意点 3〉

国民年金に関しても、御自身の記憶や年金手帳に書かれた日付とねんきん特別便の記録とが違うことがあります。

もし手帳に書かれた日付が昭和 35 年 10 月 1 日からとなっているのに、ねんきん特別便では昭和 36 年 4 月 1 日からとなっている場合は、制度上の問題でミスではありません。国民年金に本当に加入して保険料の支払いをしなければならなくなったのは昭和 36 年 4 月 1 日からで、昭和 36 年 4 月分より前の保険料は徴収されていませんでした。そのため、それまでの期間は今回のねんきん特別便には記載されていません。

それ以外で国民年金の記録にズレがある場合は、別に番号があるか、加入はしていたけれども保険料は納めていなかったということになります。これらにつきましても、社会保険事務所へお問い合わせ下さい。

〈御注意〉

記録に「#」のマークが付いている方がいらっしゃいます。

これは、「同じ時期に記録が重なっている」という意味です。このような場合は記録を訂正しなければなりませんので、電話ではなく社会保険事務所の窓口でお問い合わせ下さい。

どうしても社会保険事務所へ行くことができない場合は、必ず「年金加入記録照会票」に正しい記録を記入して御返送下さい。

もし本当に、二つの会社にお勤めだった場合や、厚生年金と国民年金の両方の保険料をお支払いいただいていた場合は、適正に処理されます。払い損にはなりませんので、御安心下さい。ただし、必ず御連絡はなさって下さい。

〈「加入月数」と「加入期間」に差がある場合〉

「加入月数」は、その年金制度に加入している月の合計数です。

「加入期間」は、保険料の支払いをされた月の合計数です。

国民年金の場合は、実際に保険料を支払われた受領印の数や受領証の枚数と一致するはずですが。

厚生年金の場合は、月末まで在籍した月の合計数です。タイムカードの締日ではカウントさ

れませんのでご注意ください。例外として、同じ月に入社して退職した場合は1か月としてカウントされます。

尚、記載されている月数は、ねんきん特別便を作成した時の月数です。受け取られた時点とは若干のズレがある場合があります。

<国民年金の場合>

国民年金で「加入月数」と「加入期間」に差があるのは、保険料を納めていらっしやらなかった期間があるためです。この場合、加入月数は加入期間より多い数字になります。

<厚生年金の場合>

厚生年金は、通常「加入月数」と「加入期間」は同じになります。

違いが生じるのは、上に書きました60歳以降も御勤めを続けていらっしやる場合か、昔の坑内員又は船員だった期間については期間が加算されることになっているからです。

厚生年金について「加入月数」と「加入期間」に差がある場合は制度的な問題であることが多いです。

<共済組合の場合>

共済組合の場合は、「加入月数」しか記載されていませんが、この月数が共済組合から送られてきたお知らせと1月の違いがある場合があります。これは昭和61年3月までの共済組合での期間の計算方法と厚生年金の計算方法が違うためです。

実際に支給される年金は共済組合からの支給になりますので、年金額には影響はありません。



Ⅲ. 別の記録（「もれ」や「間違い」）に心当たりがあれば…

<年金を受け取っている方>

「年金記録のお知らせ」と「年金証書」を持って、お近くの社会保険事務所へ御問い合わせにお越し下さい。電話での御問い合わせでは解決しないことがありますので、直接社会保険事務所へ行かれて御問い合わせなさる方が良いかと思えます。

<まだ年金を受け取っていない方>

「年金加入記録照会票」または「年金加入記録回答票」に、思い出した会社名や国民年金を納めた当時の住所を書いて、返信用封筒へ入れて送り返して下さい。

「ねんきん特別便」が会社から渡された方は、会社の御担当の方へお渡し下さい。会社からまとめて送り返すことになっています。

まだ年金を受け取っていない方も、もし可能であれば、直接社会保険事務所へお越しただいて御問い合わせをなさって下さい。

<訂正の記入方法>

- ・会社名は、当時の会社名で大丈夫です。
正確な名称がわからなくても、わかる範囲だけで十分です。
- ・住所は、国民年金の場合は、御自身が住んでいた町名まで、
厚生年金の場合は、会社の住所の市区町村名まで、
がわかれば大丈夫です。これも当時の住所名で大丈夫です。
- ・期間は、「大体〇年頃」で大丈夫です。日まで書く必要はありません。
2, 3年程度ならズレていても大丈夫です。

書き間違えた場合は、適当に修正していただいて結構です。訂正印などは必要ありません。御問い合わせにあたっては、基本的に証明書類は必要ありません。しかし、御記憶の記録が社会保険庁になかった場合は、証明書類が必要となる場合があります。

<会社の勤務期間が違う方>

「年金加入記録照会票」または「年金加入記録回答票」に、正しい期間を書いて、返信用封筒で送り返して下さい。

もし、社会保険庁のデータにその部分の記録があれば、社会保険庁で訂正されます。

しかし、もし会社の手続きに間違いがあった場合は社会保険庁では訂正することができません。この場合は、総務省が管轄している第三者委員会で確認をして訂正することになります。

もし、社会保険庁から「他の記録は見つかりませんでした」というような回答が返ってきた場合は、お近くの社会保険事務所で第三者委員会へ申し立てをなさって下さい。多くの場合は、第三者委員会から直接会社へ問い合わせされますので、御自身で証拠を提出する必要はありません。ただ、場合によっては必要となる場合がありますので、御注意下さい。

IV. 別の記録に心当たりがなければ…

2008年3月末までに送られてきた方は、「年金加入記録照会票」の右下のはがきを切り取って、「①訂正がない」に印をつけて送り返して下さい。

2008年4月以降に送られてきた方は、「年金加入記録回答票」の中段の「②「もれ」や「間違い」がない」に印をつけて返信用封筒で送り返して下さい。

「ねんきん特別便」が会社から渡されました方は、同様に印をつけて会社の御担当の方へお渡し下さい。会社からまとめて送り返すことになっています。

しかし、もし可能であれば、直接社会保険事務所へお越しただいて御問い合わせをなさって下さい。窓口でお話をなさっていらっしゃるうちに、記録に抜けや間違いがあったことに気付かれる場合があります。

本当は記録に訂正が必要なのに、「訂正がない」とご返答されていらっしゃる方が多数いらっしゃいます。本当に間違いがないのかどうか、よく確認をしてご返答なさって下さい。

V. 間違いが訂正されたら…

記録の間違いを社会保険事務所の窓口や郵送などで訂正された後は、以下のとおりの手順になります。

<年金を受け取っている方>

抜けている記録がみつきり正しい記録に変更された場合は、数ヶ月後に新しい記録を基とした年金額の通知が送られてきます。

年金額が増額される場合は、遡って全額支給されることになります。年金の支給時期などは送られてきました書類で御確認下さい。実際の支給は二段階に分けて振り込まれ、最終支給までには1年以上かかる場合もあります。

記録を加算したために年金額が減額となる場合もあります。この場合は、5年前まで遡って御返金いただくことになります。ただし、無断で勝手に減額することはありません。この場合の対応につきましては、社会保険事務所でお問い合わせ下さい。

<まだ年金を受け取っていない方・郵送でご返答された方>

数ヶ月後（3～4か月から1年程度）に調査結果が記載された「被保険者記録照会回答票」が送られてきます。必ず御確認下さい。

被保険者記録照会回答票は、あくまでも社会保険庁にある他のデータに該当するものがあつたかどうかのお知らせです。会社からの届出が不適切など保険料を支払っていたのに記録が

ないということもあります。

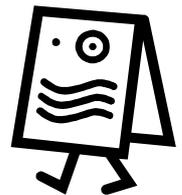
もし本当に加入していた（保険料を支払っていた）のに記録がないという回答であった場合は、第三者委員会へ申し出をして記録を復活させなければなりません。少し時間がかかりますが、御自身の年金を正しい額で受け取るために必要な手続です。必ず記録は完全にしておいて下さい。

第三者委員会への申し出は社会保険事務所でできます。

尚、社会保険事務所での対応が不安等、年金記録のお問い合わせについて御心配な方は大神までお問い合わせ下さい。

大神の web サイトからオンライン年金相談で御相談いただくか、info@oogami-sr.com までメール下さい。

ねんきん特別便は、大切な皆様御自身の年金に関するお知らせです。キチンと確認をして、記録に間違いがないようにいたしましょう！



<次ページに著者 大神令子のプロフィールを記載しております。どうぞご覧ください>

<大神令子プロフィール>

- 2000年11月 社会保険労務士試験 合格
- 2001年2月 大阪府社会保険労務士会 登録
- 2002年4月 大阪府下の社会保険事務所・年金相談センターにて
社会保険相談指導員として市民の皆様の年金相談に当たる。
- 2006年12月 大神令子社会保険労務士事務所設立。現在に至る。

<所属>

- 大阪府社会保険労務士会 理事
- 大阪商工会議所 会員
- 大阪府中小企業家同友会 会員
- 大阪経営研究会 幹事
- 関西士業交流会 スタッフ

<実績>

◆テレビ出演

- 2007. 12. 17 読売テレビ「情報ライブ ミヤネ屋」スタジオ生出演 (特集「年金」)
- 2008. 12. 4 テレビ朝日「やじうまプラス+」スタジオ生電話出演
(肝心帳「どうなってるの!?ねんきん特別便」)

◆新聞掲載

- 2008. 12. 19 大阪日日新聞 「街を奏でる人」 市民に役立つ年金相談に取り組む

◆セミナー・講演

- 2006. 4 奈良家庭裁判所 (調停委員様向け)「年金の離婚分割制度について」
- 2006. 5 S生命保険株式会社 (ライフプランナー様向け)「年金制度の基礎知識」
- 2006. 9 郵便局 (堺支部) (年金相談御担当者様向け)「年金制度・年金手続セミナー」
- 2007. 1 継続雇用研究会 (事業主様向け)「上手な継続雇用給与の決め方」
- 2008. 1 大阪府社会保険労務士会東部支部「いまさら聞けない年金の話」
- 2008. 4 関西士業交流会 (弁護士他士業の皆様向け)「労働契約法」
- 2008. 4 保険代理店 (東京) (代理店お客様向け)「働く女性のための年金講座」
- 2008. 6 有志勉強会 (勉強会会員様向け)「大神さんに聞く もっと怖い年金の本当の話」
他多数
